

令和5年10月
名古屋税関保税会
秋季保税事務研修会

保税制度の概要について



名古屋税関監視部
保税総括許可部門

本日の説明内容

1. 保税制度の意義と必要性
2. 保税制度の概要
3. 保税地域制度
4. 特定保税承認（AEO保税地域）制度
5. 管内の保税地域の推移
6. 保税運送制度
7. 保税地域に対する処分
8. 製造工場制度の概要

1. 保税制度の意義と必要性

安全・安心な社会の実現

- 社会悪物品、知的財産侵害物品の取締り
- テロ、大量破壊兵器に対する取締り強化
- 先端技術を活用した検査機器の配備 等

適正かつ公平な関税等の徴収

- 関税・消費税等の賦課・徴収
- 輸入事後調査
- 関税評価、関税分類、原産地規則の適用 等

貿易円滑化の推進

- 貿易自由化と自由貿易協定等の締結
- AEO制度(外国税関当局とのAEO相互承認)
- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化
- NACCS海外展開(技術協力)

保税制度

外国貨物の蔵置、移動等について一定の制限を設け、税関の監督下に置く制度

目的

貿易秩序の維持

関税債権の確保

貿易取引の円滑化等

もし、保税制度がなければ・・・

- 貨物は、不特定多数の場所に置かれ、密輸出入及び貨物の抜き取りや、すり替え等の不正行為が容易
- 社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難



- 不正に関税等を免れた貨物が安値で国内に流通し、**国内産業に重大な損害が生じる**
- 国民生活の安全・健康の維持・国際的な平和維持・環境保護等の**社会的秩序が失われる**

(参考)税関における不正薬物の摘発(全国)

種類	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	前年比
	覚醒剤	件	169	425	72	95	300
	kg	1,159	2,587	811	1,014	567	56%
大麻	件	218	242	204	199	148	74%
	kg	156	82	126	153	431	282%
あへん	件	-	-	-	1	-	全減
	kg	-	-	-	4	-	全減
麻薬	件	225	209	167	233	232	100%
	kg	161	656	822	61	131	216%
	千錠	32	61	90	133	78	59%
向精神薬	件	38	6	2	6	16	267%
	kg	0	-	-	0	0	403%
	千錠	26	0	1	1	2	119%
指定薬物	件	221	165	300	302	348	115%
	kg	17	14	169	19	17	87%
合計	件	871	1,047	745	836	1,044	125%
	kg	1,493	3,339	1,928	1,251	1,147	92%
	千錠	58	61	91	134	80	59%
(参考) 使用回数	万回	4,427	10,957	5,530	3,577	2,239	63%

(注)数量の表記について、「0」とは500g又は500錠未満の場合を示し、「-」とは全くない場合を示す。

2. 保税制度の概要

(1) 保税地域制度（関税法第4章）

外国貨物を蔵置、加工、製造、展示等を行うことができる場所として財務大臣の指定、税関長の許可により設ける。

- ・ 指定保税地域（第37条）
- ・ 保税蔵置場（第42条）
- ・ 保税工場（第56条）
- ・ 保税展示場（第62条の2）
- ・ 総合保税地域（第62条の8）

(2) 保税運送制度（関税法第5章）

開港、税関空港、税関官署、保税地域等相互間に限り外国貨物のまま運送できる。

(3) 収容・公売制度（関税法第7章）

保税地域にある外国貨物で蔵置期間を経過したものを、強制的に管理、占有、公売できる。

3. 保税地域制度

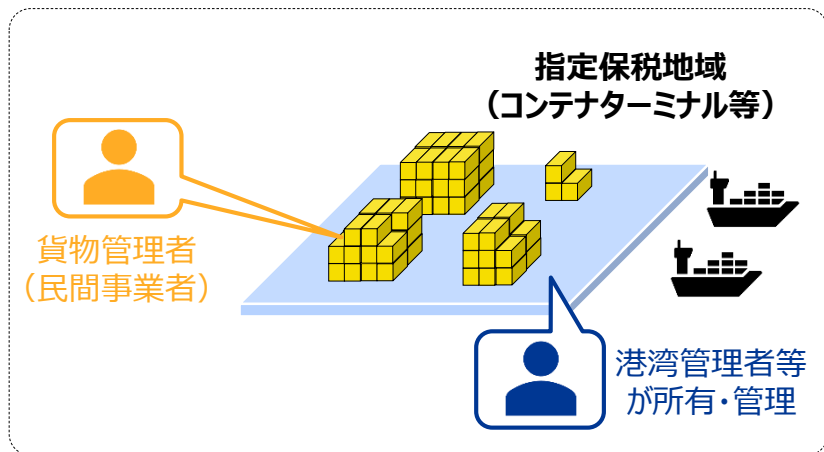
【保税地域の概要】

保税地域	主な機能	蔵置期間	置くことの承認	被許可者等の義務
指定保税地域 (法37条)	積卸、運搬、 一時蔵置	搬入の日から 一ヶ月	不要	<ul style="list-style-type: none">・ 関税納付義務・ 記帳義務・ 処分等の際の協議義務等
保税蔵置場 (法42条)	積卸、運搬、 蔵置	最初の蔵入れ 承認の日から 2年	必要 (3ヶ月をこえる 場合)	<ul style="list-style-type: none">・ 関税納付義務 (倉主責任)・ 記帳義務・ 収容能力増減届出義務・ 休業・廃業届出義務
保税工場 (法56条)	加工、製造、 改装、仕分け	移入承認の日 から2年	必要 (3ヶ月をこえる 場合・保税作業使 用の場合)	<ul style="list-style-type: none">・ 保税蔵置場に同じ・ 保税作業届出義務
保税展示場 (法62条の2)	展示、使用	税関長が指定 した期間	必要	<ul style="list-style-type: none">・ 保税蔵置場に同じ
総合保税地域 (法62条の8)	各種の保税機 能を総合的に 活用	総保入承認の 日から2年	必要 (3ヶ月をこえる 場合)	<ul style="list-style-type: none">・ 保税蔵置場に同じ・ 販売貨物等の搬入届出義務

指定保税地域について

- 指定保税地域は、税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定した土地や建設物等（国や地方公共団体等が所有または管理するもの）（例：コンテナヤード）。

■ 指定保税地域のイメージ



※関税法第34条の2に規定する記帳義務等は、貨物管理者が負う

■ 指定保税地域の主な指定要件

- ① 国、地方公共団体（港湾管理者）等が所有または管理すること。
- ② 開港または税関空港における税関手続の簡易かつ迅速な処理を目的として、公共的に運営されること。
- ③ 国の管理の下に借受者が運営、または港湾管理者が自ら運営すること等。
- ④ 開港の港域に接続する地域または税関空港の港域内等にあること。
- ⑤ 税関における監視取締上支障がないこと。
- ⑥ 貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図ることができる施設であること。

■ 指定保税地域の特徴

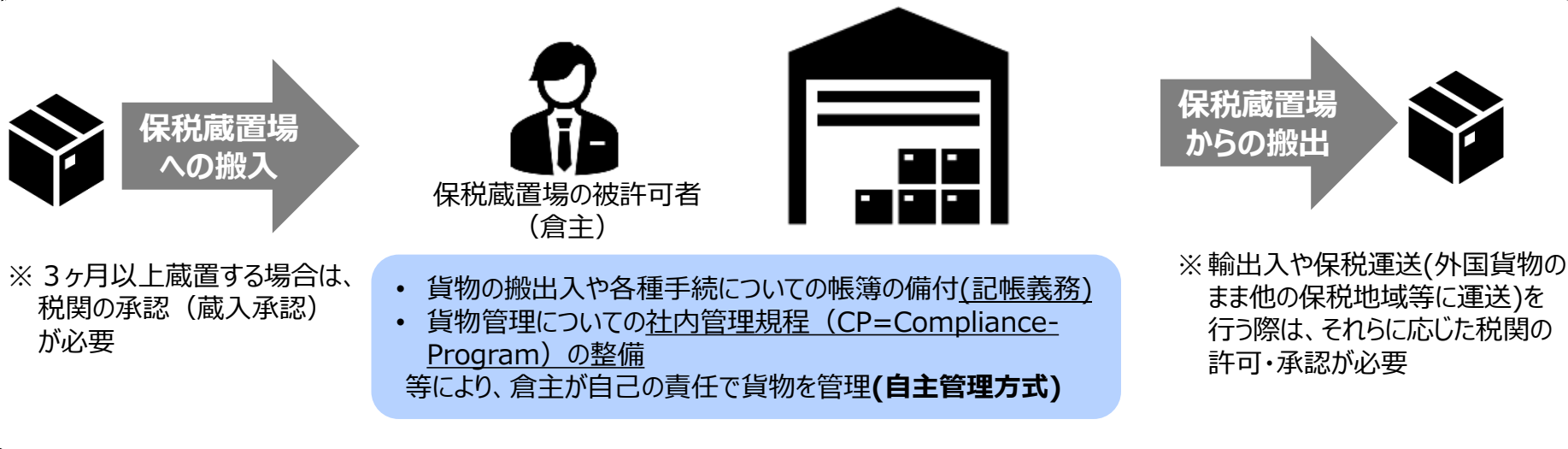
主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置	1ヶ月	財務大臣の指定



保税蔵置場について

- 保税蔵置場は、民間企業等が所有する土地、倉庫等の施設について、申請に基づき税関長が許可した保税地域。外国貨物の積卸し、運搬、蔵置ができる場所である。
(指定保税地域と同様に、外国貨物についての内容の点検、改装仕分けその他の手入れを行うことが可能であり、税関長の許可を受けた場合は見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うことができる。)

■ 保税蔵置場における貨物管理イメージ



■ 保税蔵置場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の積卸し、運搬、蔵置	2年 (延長可)	税関長の許可

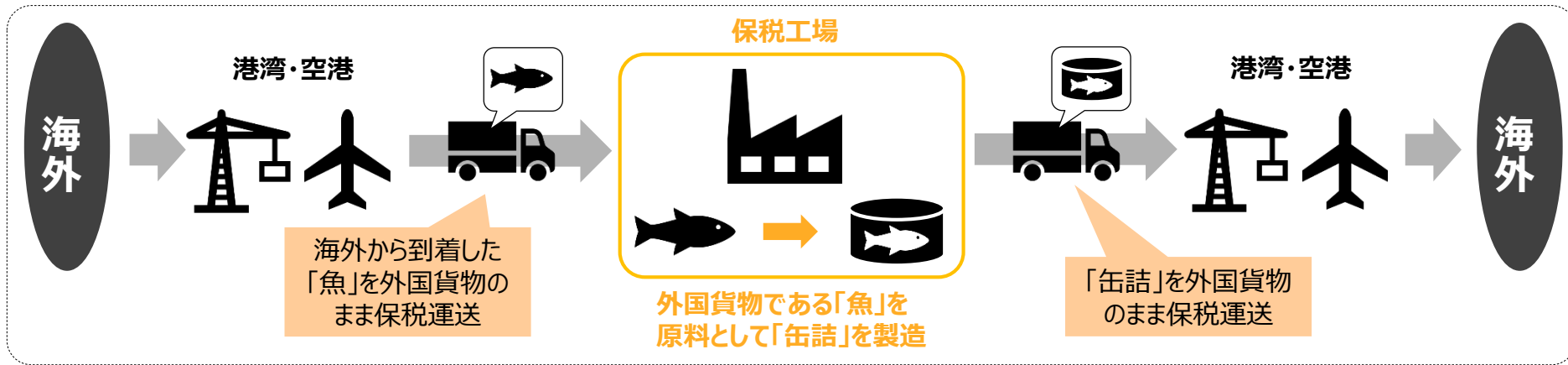
■ 保税蔵置場の許可要件

- ✓ 人的要件
(ex.外国貨物等の保管業務の業務処理能力)
- ✓ 場所的要件 (ex.税関官署からの距離)
- ✓ 施設的要件 (ex.出入口等への施錠)
- ✓ 量的要件 (ex.輸出入貨物取扱見込量)

保税工場について

- 保税工場は、外国貨物（外国から到着した貨物で輸入許可前のもの）について、関税等の徴収が留保された状態で加工・製造ができる場所として、税関長が許可した保税地域であり、加工貿易の振興等に寄与。
- 保税工場においては、秩序ある貿易の維持や関税等の徴収の確保の観点から、取り扱う貨物が外国貨物のまま加工され、製品が再度確実に海外に輸送（積戻し）される等、適正な貨物管理を行うことが必要不可欠。

■ 保税工場のイメージ（加工食品の例）



※ 加工・製造された製品は外国貨物として取扱う。なお、内国貨物（国内産品等）と外国貨物を混用することも可能であり、その場合も製品は原則として外国貨物として取扱う。

※ 海外に再度輸送（積戻し）する製品と、国内に引き取る（輸入）する製品を、併せて加工・製造することが可能。

■ 保税工場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手續
外国貨物の加工、製造	2年 (延長可)	税関長の許可

■ 保税工場の例



石油プラント



造船所

保税展示場について

- 保税展示場は、博覧会や見本市等において外国貨物を展示・使用する会場として、税関長が許可した保税地域。関税等の徴収が留保された状態で貨物の展示・使用ができることから、博覧会等の円滑な運営による文化交流等に寄与。
- 保税展示場で開催される博覧会や見本市等は、国際博覧会条約の適用を受けた国際博覧会等、一般社団法人等が開催する博覧会等または国際機関や政府等が後援する博覧会等であるといった要件を満たす必要がある。

■ 保税展示場の例



愛知万博（愛・地球博）

（開催者：財団法人2005年日本国際博覧会協会）



東京モーターショー

（開催者：一般社団法人日本自動車工業会）



アートフェア東京

（開催者：一般社団法人アート東京）

■ 保税展示場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手續
外国貨物の展示、使用	税関長が必要と認める期間	税関長の許可

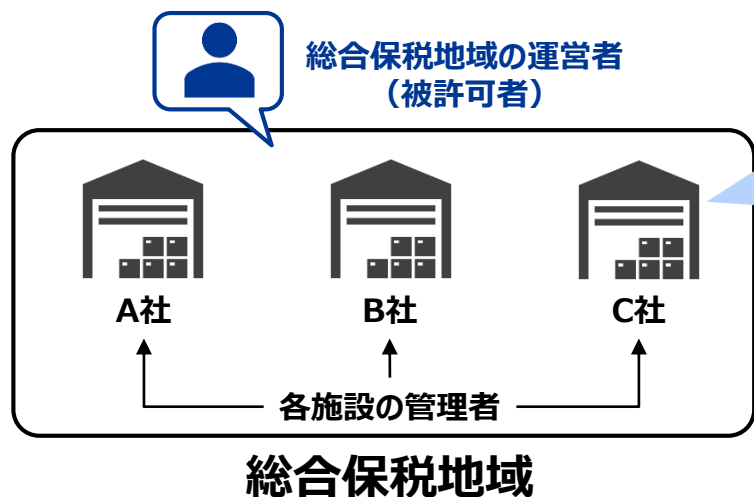
■ 令和3年度に許可した保税展示場の例

名称	開催者	開催場所
日本国際切手展2021	一般社団法人 全日本郵趣連合 等	横浜国際平和会議場 （神奈川県）
FOODEX JAPAN 2022 （第47回国際食品・飲料展）	一般社団法人 日本能率協会 等	幕張メッセ国際展示場 （千葉県）
アートフェア東京2022	一般社団法人 アート東京	東京国際フォーラム （東京都）

総合保税地域について

- 総合保税地域は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場において実施する事ができる、外国貨物の蔵置、加工、製造、展示、使用等の各種機能を総合的に利用できる地域として、税関長が許可した保税地域。
- 総合保税地域内では、被許可者により各種施設を弾力的に配置できる他、地域内における各施設間の貨物の輸送は同一の保税地域内の輸送であることから税関手続を要しない。

■ 総合保税地域のイメージ



- 総合保税地域の許可を受けることができる場所は、一団の土地及びその土地に存する建設物等。
- 被許可者は、総合保税地域の運営を行うにあたり、各施設の管理者の管理・運営状況を把握し、管理者に対し保税地域の管理運営上の監督を行う。
- 被許可者及び各施設の管理者が連帯して、関税の納付義務や外国貨物の管理義務等の責任を負う。

■ 総合保税地域の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の ・蔵置・運搬 ・加工・製造 ・展示・使用 等	2年 (延長可)	税関長の許可

■ 総合保税地域の一覧 (令和5年4月1日時点)

名称	所在地
かわさきファズ物流センター総合保税地域	神奈川県 川崎市
(株)横浜港国際流通センター総合保税地域	神奈川県 横浜市
中部国際空港総合保税地域	愛知県 常滑市
愛媛エフ・イー・ゼット(株)愛媛国際物流ターミナル	愛媛県 松山市

保税地域における「自主管理制度」

昭和46 年以前

保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出が必要



＜貿易量（搬出入貨物）の増大による官民の事務の負担増＞

昭和46 年（昭和47 年度関税法改正）

自主管理制度の導入 → 取締上支障がない保税地域について
搬出入事績を記帳し届出に替える



＜保税地域の9割以上が自主管理制度適用となり定着＞

平成9 年度関税改正

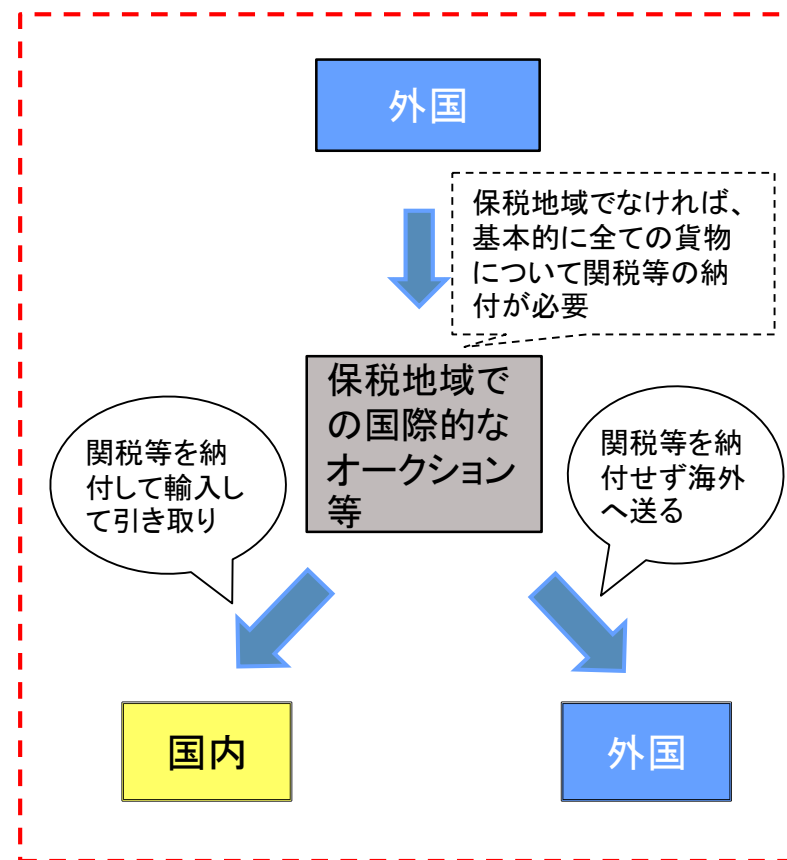
記帳義務を追加 → 届出制を廃止し全面的に自主管理制度を適用

経済活性化のための保税地域の活用について

これまで保税地域において展示や個別の販売等は想定されていなかったが、美術品の国際的なオークション等の開催や、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に寄与すると認められる催しについては従来の事務手続きを整理して関税法基本通達の改正を行い、一定の条件下で可能となるよう明確化した。（令和2年度）

保税制度全般について、経済活性化のために保税工場や保税展示場などを含めて、制度全体の利用促進を図っている。

(イメージ図)



4. 特定保税承認（AEO保税地域）制度

- 保税蔵置場又は保税工場の許可を受けている者で、
- 貨物のセキュリティ管理と
- コンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された者として
- あらかじめ税関長の承認を受けた者（特定保税承認者）は、
- 税関長へ届け出ることにより
- 保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となるほか、
- 当該保税蔵置場等にかかる許可手数料も免除される制度

＜関税法第50条、第61条の5＞

5. 管内の保税地域の推移

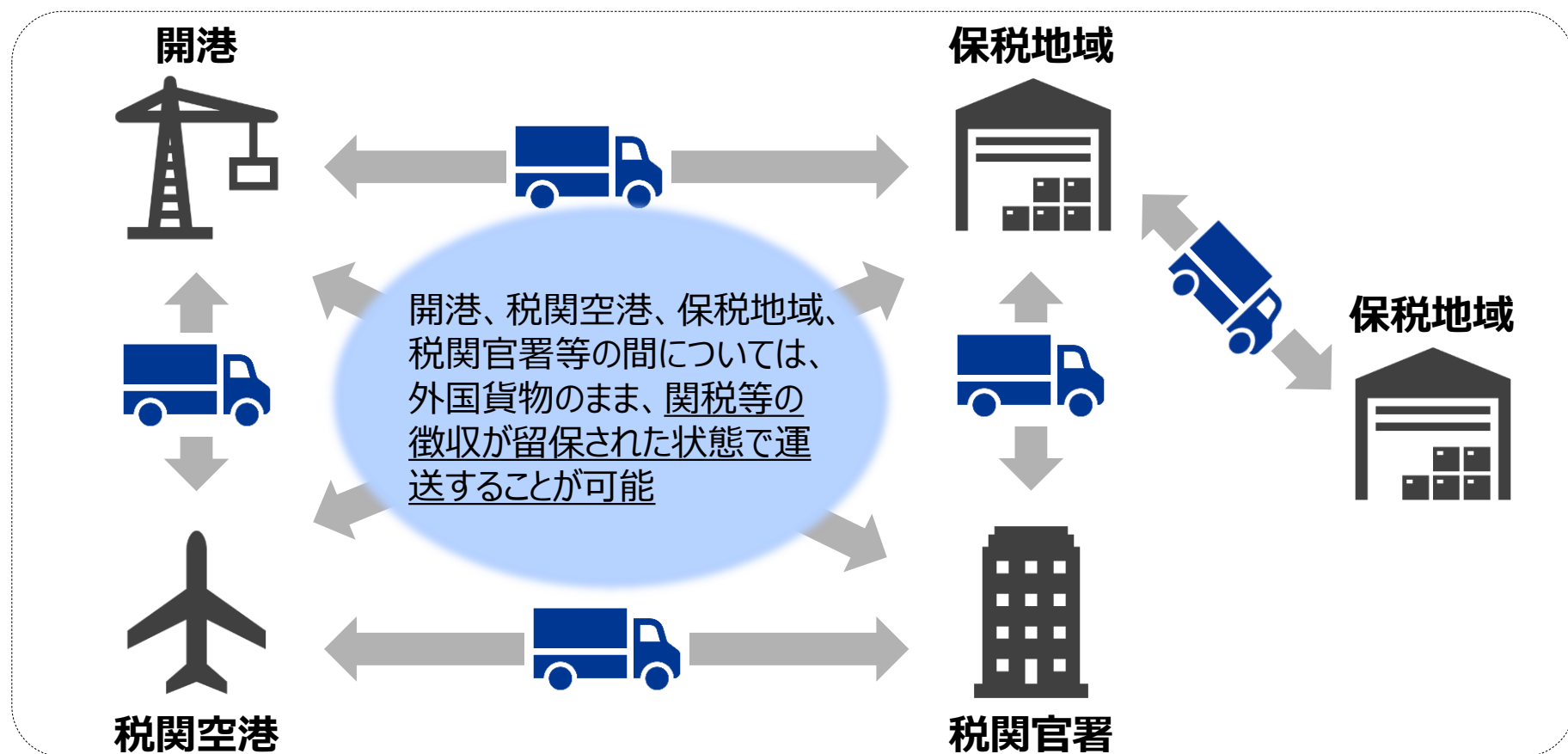
年	指定 保税地域	保税蔵置場	保税工場	総合 保税地域	合 計
平成30年	15	722 (160)	36	1	774
平成31年	15	719 (160)	32	1	767
令和2年	15	703 (160)	29	1	748
令和3年	15	698 (160)	29	1	743
令和4年	15	698 (161)	24	1	738
令和5年	15	694 (163)	22	1	732

- ・ 許可件数等は各年1月1日現在
- ・ 保税蔵置場の括弧書きはAEO届出蔵置場（内書き）

6. 保税運送制度について

- 保税運送制度とは、国内にある外国貨物に関して、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の間については、税関長に申告し承認を受けることにより、外国貨物のまま運送することを可能とする制度。
- 保税地域と同様、外国貨物のすり替え等が行われるリスクを低く抑え、社会悪物品やテロ関連物品等が不正に輸出入されることを防ぐとともに、適正な関税を徴収すること等を目的とするもの。
- 1年間の期間内で、特定の区間について一括で承認を受けることが可能。（包括保税運送制度）

■ 保税運送のイメージ



7. 保税地域に対する処分

保税地域の被許可者（指定保税地域又は総合保税地域における貨物管理者を含む。）が関税法の規定に違反した場合等の処分



保税地域の被許可者に対し、

- 期間を指定した外国貨物等の搬入停止
- 保税地域の許可の取り消し

ができる（関税法第48条第1項）



《具体的基準》

関税法基本通達48-1

（保税蔵置場に対する処分の基準等）

関税法第48条 保税蔵置場における許可の取り消し等

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

処分要件

- ① 保税蔵置場の被許可者、役員、代理人、支配人その他の従業者が、保税蔵置場の業務について、関税法の規定に違反したとき。
(第1号処分)
- ② 保税蔵置場の被許可者について、関税法第43条第2号から第10号まで(許可の要件)のいずれかに該当することとなったとき。
(第2号処分)

〈参考〉 関税法第43条（保税蔵置場の許可の要件）

該当する場合は、許可をしないことができるとなっている。

【人的要件】

- 第 1 号： 前条第一項の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が保税地域の許可を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経過していない場合
- 第 2 号： 申請者が関税法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合
- 第 3 号： 申請者が関税法以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられた場合
- 第 4 号： 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定に違反して、罰金刑を受けた場合
- 第 5 号： 申請者が暴力団員等である場合
- 第 6 号： 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- 第 7 号： 申請者が暴力団員等により事業活動を支配されている者である場合
- 第 8 号： 申請者の資力が薄弱、保税蔵置場の業務を行う十分な能力がないと認められる場合

【場所的要件】 【施設的要件】

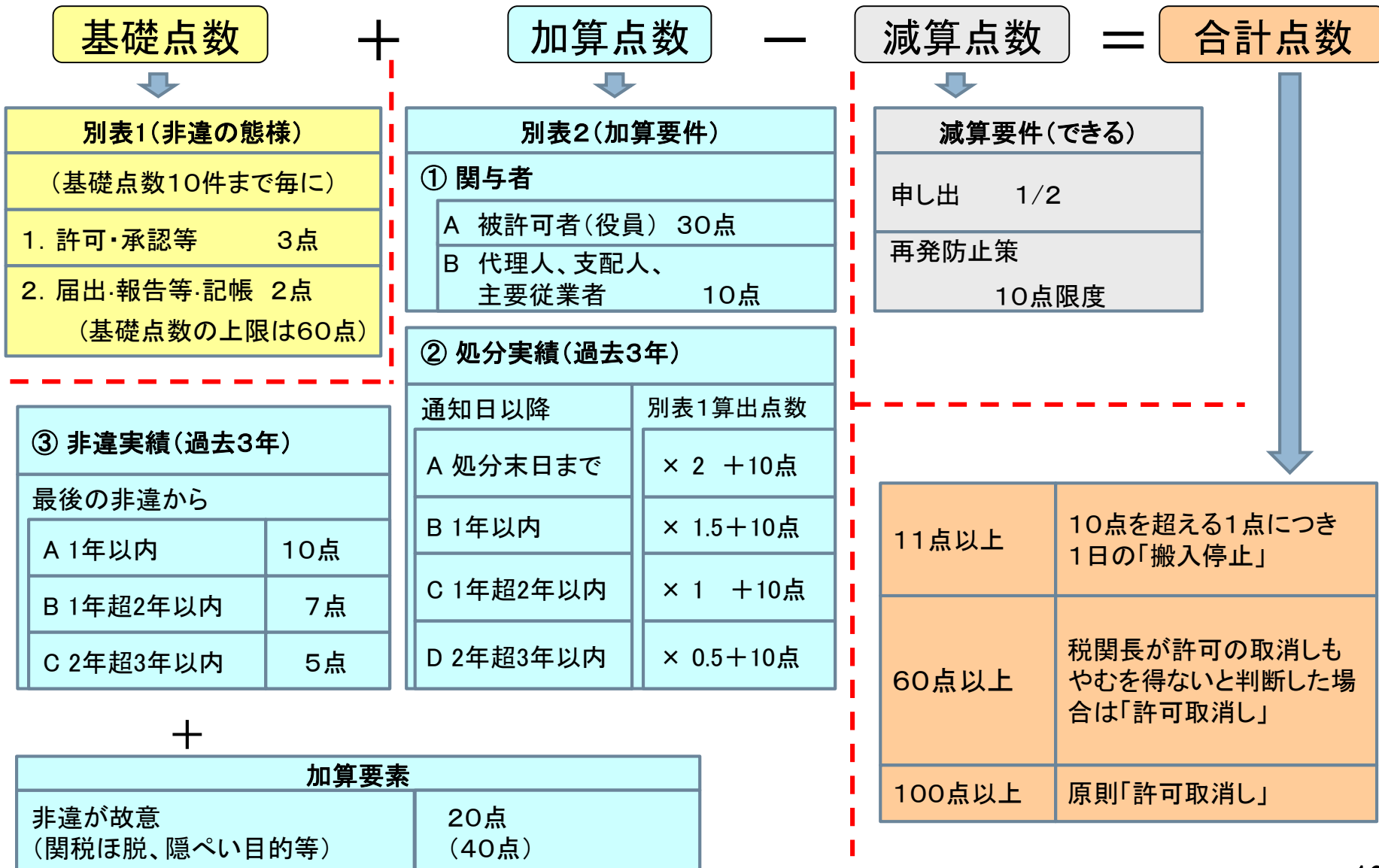
- 第 9 号： 許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合

【量的要件】

- 第 10号： 保税蔵置場として利用見込み又は価値が少ないと認められる場合

保税蔵置場に対する関税法第48条第1項第1号に基づく処分

(保税蔵置場の業務について関税法に違反した場合)



処分点数の算出方法(具体的事例①)

台帳作成担当者(従業員)が台帳を作成していなかった。
 (件数:120) → 税関の保税業務検査により発覚

(イ)別表 1 2. ② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事。

基礎点数 2点 (10件まで毎に) ⇒ 基礎点数 計24点

(ロ)別表 2 加算点数表①、②、③ 該当なし 加算なし + 0点

(ハ) 故意ではない 加算なし + 0点

(ニ) 税関が行う業務検査により非違が発覚した場合 減算なし ▲ 0点

(ホ) 再発防止に向け直ちに方策を講じた場合 (改善計画策定など) ▲10点
 10点を限度として減算できる

合計点数 14点 (搬入停止 4日間)

処分点数の算出方法(具体的事例②)

台帳作成担当者(従業員)が台帳を作成していなかった。
(件数:120) → 内部監査などにより発覚・申出

(イ)別表1 2. ② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと。

基礎点数2点(10件まで毎に) ⇒ 基礎点数 計24点

(ロ)別表2 加算点数表①、②、③ 該当なし 加算なし + 0点

(ハ) 故意ではない 加算なし + 0点

(ニ) 税関が具体的に非違の指摘を行う前に自ら申し出た場合 ▲12点
..... (イ)～(ハ)の合計点数から2分の1相当の点数を減算できる

(ホ) 再発防止に向け直ちに方策を講じた場合(改善計画策定など) ▲10点
..... 10点を限度として減算できる

最大限に減算した場合の合計点数 2点(処分なし)

保税蔵置場に対する関税法第48条第1項第2号に基づく処分

(被許可者等が関税法の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受けた場合)

違反点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数



別表3	違反点数	
関税法の罰条	被許可者	役員等
108条の4	120点	70点
109条		
109条の2 (1項~4項)		
110条	110点	60点
111条		
112条1項		

§

116条	処罰の根拠となつた罰条の点数
117条	



別表2(加算要件)	
② 処分実績(過去3年)	
通知日以降	別表1算出点数
A 処分末日まで	× 2 +10点
B 1年以内	× 1.5+10点
C 1年超2年以内	× 1 +10点
D 2年超3年以内	× 0.5+10点



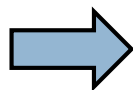
減算要件(できる)	
申し出	1/2
再発防止策	10点限度



11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

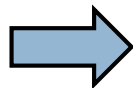
役員等が関税法に違反して通告処分を受けた場合の事例

- 海外視察で、
- 高級バッグを購入
- 帰国時に無申告
- 空港税関で摘発
- 通告処分



- 保稅処分 別表3
- 関税法第110条適用
(関税ほ脱)
- 違反点数 60点

- インターネットで
- 海外のわいせつDVD購入
- 外国郵便を扱う税関で摘発
- 通告処分



- 保稅処分 別表3
- 関税法第109条
(輸入してはならない貨物の輸入)
- 違反点数 70点

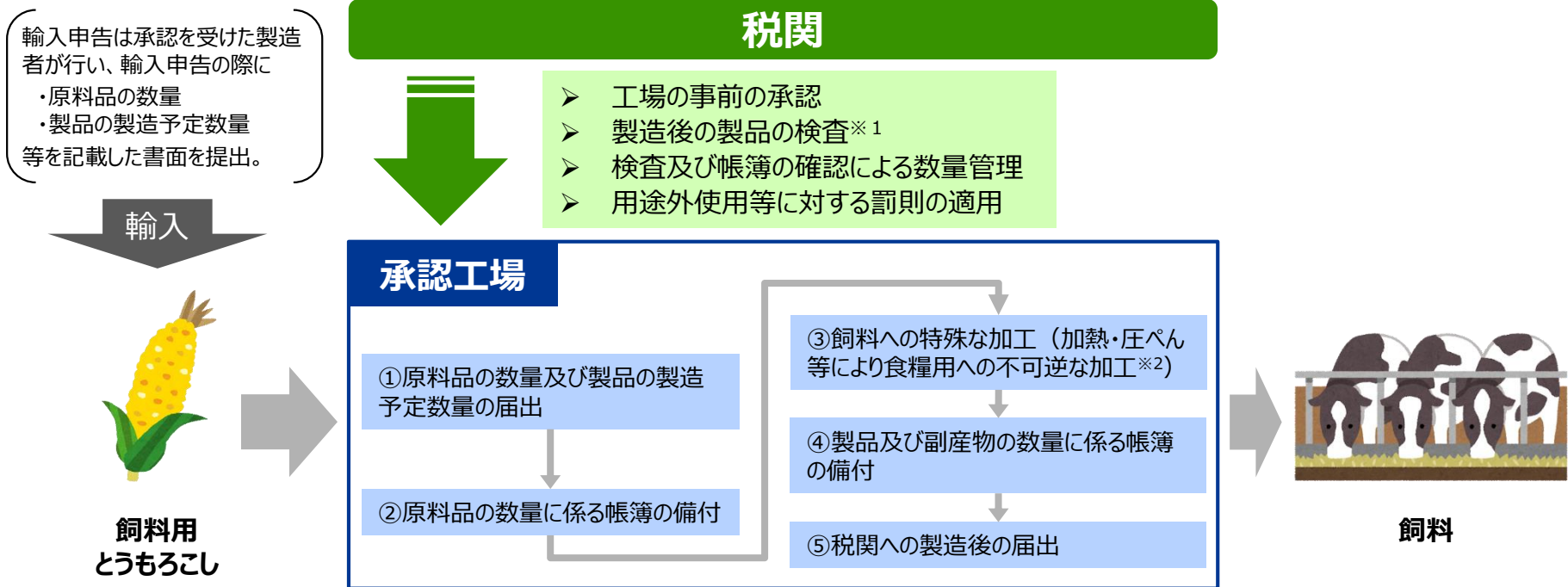
8. 承認工場制度の概要

- 承認工場制度は、良質かつ低廉な飼料を安定供給することにより、畜産業等の育成と国民生活の安定等を図るもの。
- 飼料等の製造に使用する特定の原料品（とうもろこし、麦等）について、輸入許可日から1年以内に、税関長の承認を受けた製造工場（承認工場）で、その製造が終了するものについて、当該原料品の関税が軽減・免税される。

■ 承認工場制度の対象となる原料品

根拠法令	原料品
関税定率法第13条	飼料用とうもろこし、こうりゃん、グレーンソルガム等
関税暫定措置法第9条の2	飼料用麦（経済連携協定に基づく譲許の便益の適用がある場合）

■ 承認工場制度のイメージ



※1 税関職員が工場に赴き、原料品の搬入量、使用量、製造した製品の数量等について、帳簿の記載内容及び在庫品を確認するとともに、製造工程の現場確認等を行う。
 ※2 加熱・圧ぺん（麦の成分であるでんぷんを糊状に変化させ製粉を不能とさせる）、ふすま（麦の皮）との混合、ばん砕、ひき割（大麦の粒を食糧用に適さない一定以下の大きさにつぶす）等

**本関地区〈西部・南部出張所管内を除く〉の保税地域の皆様
への保税総括許可部門からのお願い**

役員や主要従業者の変更・許可面積の変更・工事の届出等、保税地域の許可内容の変更手続きの際、お手数ですがご来庁前に電話連絡をいただきますようご協力をお願いいたします。

窓口での待ち時間の短縮と手続きによっては汎用申請等により来庁せずに済むものもありますので、皆様の事務の効率化にもつながります。

連絡先

監視部 保税総括許可部門

電話 052-654-4092

本関地区〈西部・南部出張所管内を除く〉の保税地域の皆様 への保税総括許可部門からのお願い

NACCS利用可能な手続き

以下の手続きについては、NACCSでの提出が可能です。
申請の際は、各管轄保税部門にご連絡ください。

届出書等	汎用申請【HYS】 (申請手続種別コード)	情報伝達【MSB】	備考
代表者・役員・主要従業者変更届	○ (H15)		名関様式第 1010 号 又は任意様式
組織図・CP・委任状		○	
貨物収容能力増減等の届	○ (H01)		税関様式 C 第 3160 号
貨物収容能力増減等の届 (工事届)	○ (H01)		税関様式 C 第 3160 号
社名・本店所在地変更届	○ (H15)		名関様式第 1010 号 又は任意様式
保税蔵置場名称・所在地変更届	○ (H15)		名関様式第 1050 号 又は任意様式
保税台帳の電磁的記録による保存に 関する届出書	○ (H16)		任意様式

※NACCSで提出の際は、PDF ファイルに変換して提出してください (CSV データを除く)。

通 報 し て く だ さ い !

カスタム君のプロフィール

誕生日：11月28日（税関記念日）
 身長：180センチメートル
 体重：90キログラム
 特徴：まん丸い目とコロコロとした体
 お仕事：税関のイメージキャラクターとしてのPR活動など



取締もがんばる
 ワン!!
 情報求むワン!

外見や重量が不自然な貨物

- ・貨物の外装に他と異なる目印がある
- ・輸入者の業務内容とあまり関係なさそうな貨物
- ・内容物は同じはずなのに、一部の貨物だけ重い又は軽い



配送先が不自然

- ・急な配送先の変更
- ・レンタル倉庫、ホテル、私設私書箱への配送
- ・大量の貨物をマンションの部屋に配送



通関依頼が不自然

- ・通関を急ぐ、頻繁に問い合わせがある
- ・税関検査を異常に気にする
- ・蔵置場所、名義人が転々としている

放置された貨物

- ・連絡先不明（音信不通）
- ・引取り時期不明の長期蔵置（放置状態）



名古屋税関 監視部 保税取締部門

(TEL) 052-654-4094 (FAX) 052-654-4179

税関密輸ダイヤル（24時間受付）フリーダイヤル ^{許しません} 0120 - 461 - 961 ^{シロイ（粉）} ^{クロイ（武器）}

税関：密輸情報提供のお願い <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

